

<p>2021 年 9 月 1 日 NO.307</p>	<h1>京浜ユニオン ニュース</h1>	<p>労働組合京浜ユニオン 〒144-0051 東京都大田区西蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 03-6885-9380 振込口座 中央労働金庫蒲田支店 8655997 京浜ユニオン</p>
--------------------------------------	--------------------------	---

中古車販売会社で退職強要

納得できる回答がなければ団体行動権を行使すると宣言

一転、解決へ

勤務中のもらい事故で損害賠償を請求された。普通はぶつけた人に責任があるので、保険で処理するケースでもあるのに「これは会社のルールだ」と給料からの天引きを通告された。「納得できない」と抗議した。さらにタイムカードを押させてから残業をさせる悪質企業。残業代についても、職場の 4 人で労基署に相談に行った。

これらの態度表明に対し「不満がある状態で仕事をさせられない」「『感謝感謝』と書きつづける！」「トイレ掃除か草むしりをやれ」とパワハラをうけた。本来の仕事を奪われ、自分から退職するように強いられ、二人が退職届を出した。

二人は組合に加入し、7 月 29 日、8 月 16 日と団体交渉を重ねた。社長は「退職強要していない。自分から納得してやめた」と譲らない。損害賠償についても、裁判の判例を根拠に出席した 3 人の弁護士が 25% の自己負担の可能性に言及してきた。

二人の青年は社長に臆することなく堂々と店長から言われたパワハラの実態を訴えた。

組合は生活要求の満額回答と、損害賠償の全額会社負担が和解の最低の条件。その他のことは譲歩する考えを表明。「納得できる回答が 9 月 3 日までになければ、団体交渉は決裂。組合は団体行動権を行使する」と通告した。

8 月 30 日。回答書と協定書案が送られてきた。生活要求の満額回答と会社が損害賠償請求を放棄するとの組合最低基準を満たす回答だった。

9 月の日程

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 2 日(木)例会 | 午後 6:30 西蒲田事務所 |
| 16 日(木)運営委員会 | 午後 6:30 西蒲田事務所 |
| 24 日(金)憲法連続学習会 5 回 | 午後 7:00 西蒲田事務所 |
| 26 日(日)全体会議 | 午後 1:00 生活消費者センター第二集会室 |

※今後 2 ヶ月に 1 回は集まる予定です。新加入会員を紹介し解決した相談を報告します。

日本学生支援機構 & トライ闘争

8月4日 文科省へ申し入れ、派遣元トライと2回めの団体交渉

8月25日 支援機構抗議行動13回実施

これまで、京浜ユニオンは「上司の好き嫌い解雇」の責任を求めて日本学生支援機構に対して連続12回の抗議行動を続けてきた。また、支援機構のいじめ・差別・解雇理由の捏造の不当性を訴えてきた。

今まで主張してきたように、本来、トライは支援機構が交代を求めてきたときに十分に派遣社員と協議し、事の真相をつかまなければならないのであり、今回のような「上司の好き嫌い解雇に」に組するべきではなかった。

しかし両者はこのようなユニオンの争議に対して、機構側「雇用については、トライの行った事であり、機構は口添え出来ない、関係がない」

トライ側「パワハラ、派遣先の中の指導や雇い止めについては、機構の言い分だから、自分たちは正確に回答はできない」と逃げの発言を繰り返すばかりだった。

そのため、8月4日に文科省への申し入れを行い申し入れ文を提出した。

文科省申し入れ同日に、派遣会社トライアットリソースだけを相手にする第2回団交が行われた。

ユニオン側の主張、質問は、「雇い止め当事者に対して、機構でもトライの中でも冷たい態度があったのではないか」「トライから見て、機構が出したデータや成績で、雇い止め当事者を解雇出来る、と考えるか」などだった。

そのなかでトライ側の管理職は、「機構のいじめ、パワハラについては、機構に聞いたほうがいい」「自分たちはあくまでも、機構側の言い分を信じたに過ぎない、本当の事は、やはり機構でないと分からない」「当然、これだけなら解雇は出来ないでしょう」と全く一貫性がないものだった。

支援機構の雇い止めが決まってからやっと三者面談を設定していたこと。機構内で話がほぼ決まっからの面談実行。トライの対応に問題が多い。

8月25日、支援機構への13回めの抗議行動を行った。





支援機構に対する抗議行動

機構とトライアットリソーとの闘い

昨年 8 月から日本学生支援機構に派遣社員として勤務し、上司のいじめ、パワハラにあい、2020 年末についに雇い止めにあいました。

ユニオンに加入した最初の動機はやっぱり自分をいじめた上司、そして私に味方してくれなかった同僚への怒りが原動力でした。

そして京浜ユニオンに加入し、まとまった闘いをするうちに、次第に会社のやり方、組織というもの、管理職というもの、そういうことをだんだん知り、気づいていきました。

自身も抗議活動をして街頭で話したこと、イジメに対してまとまった文面を書いた事、先輩組合員が、機構が一市民との間に起こした裁判について抗議の中で取り上げて、そこで知ったことが大きかったと思います。

とある事件とは、機構が些細なことで説明を偽り、一市民に奨学金を多く返還させ、しかも北海道の一番で負けたにも関わらず、控訴を行なった、というものです。

金額は約 140 万円で、個人にとっては大きいでしょう、でも控訴した側の日本学生支援機構は、国内で有名な法人です。独立行政法人で、役所体質でもあります。

そういう事件を聞き、同じ機構がらみで悩む人への共感が芽生えたとし、機構内で働いていた私には、その手口はありうると、腑に落ちるものがありました。

アジア特有の儒教的な思想や、その中でも真面目と言われる国民気質、金銭への潔癖さ、またある意味の「頭の良さ」、器用さ、そういう日本人の国民性を考えると、こういういじめや理不尽な事件は、現代日本ではどこの組織でもあると思うし、たとえ転職してもいじめのない理想郷に行ける確率は低いと思います。

また機構とトライは、責任を取らない、約束を守らない、嘘を平気でつく、謝らない、プ

ライドが高いという、日本の悪い部分と言われる全てを持っている、故に日本独特の組織の特徴についても考えるようになりました。

そこで改めて思うのは、私が声を上げたって、組織はすぐには変わらないし、いじめをする上司が私を理解をすることはないかもしれないし、また見て見ぬふり、責任逃れ、だんまりを決め込む管理職も、恐らくはいつまでも経っても変わらないだろう、ということです。彼らが自分の思い込みや偏見、了見の狭さに気づくには、挫折、経験、また対話が必要だと思えます。

いじめはいじめた方、いじめられた方の両方が、心を開いて互いについて率直に話さない限り、終わらないと言われているそうです。

ですので、解決へ向けて引き続き、抗議活動や、文を書くこと、機構やトライとのトラブルで悩む人と共闘すること、地道な活動を継続するつもりです。今後も市ヶ谷、機構前での抗議活動は水曜日の午前中に時間帯を移して行う予定です。

どうか皆様のご支援をお願いします。またお時間のある際は、抗議活動に参加して、日本学生支援機構とか、独立行政法人と言うものに生で接して頂きたい、重ねてお願い致します。

雇い止め当事者 竹内佐映香。

韓国サンケン労組支援 マダンと本社デモ

8月21日(土)サンケン電気本社近くの三軒屋公園でマダンを開催した。「マダン」広場という意味で、ノレの会の踊り、サンケン太郎さんの歌、日本音楽協会の歌、ゆりの会の仮面劇「サンケン闘争の巻」と盛り上がった。

途中、キム・ウニョンさんから「皆さんの闘いに連帯に大きな力を得ています。この闘いは日本の多国籍企業との闘い、裏で糸を引いている公安との闘い。私達がいるから皆さんがいる。皆さんがいるから私達がいる。私達はひとつです」とネットを通じてアピールがあった。

逮捕拘留されている尾澤さんからもアピールがあった。「再び現場にもどり、共に闘う」との決意が読み上げられた。

マダンの後、130名で本社包囲デモを行った。ユニオンからも3名が参加した。

8月27日憲法学習会報告

政府はポツダム宣言に合致しているGHQの憲法草案を行け入れました。1946年4月満20歳以上の男女により第22回衆議院総選挙が行われました。39名の女性議員が誕生しました。日本社会党は92名の議員が誕生しました。

極東委員会は新しい憲法が従うべき基準として(SWNC228)を基礎とした。1946年7月衆議院帝国憲法改正小委員会が委員長は日本自由党の芦田均、日本社会党からは吉田安、鈴木義男、森戸辰男、西尾末廣がそして33名以上の議員が誕生した政党が参加しました。衆議院と貴族院の審議を経て政府案にいくつかの修正と追加が加えられて、1946年8月21日に帝国憲法改正案(政府案)として提出されました。今回は、新たに見つかった資料から小委員会で鈴木義男が芦田均と同じくらい発言して憲法の追加修正を求めたことがわかりました。8月24日衆議院本会議において賛成21票、反対8票という圧倒的多数で可決した。1947年4月第23回衆議院総選挙で日本社会党が最大政党になりました。そして5月3日に日本国憲法が施行されました。

次回は日本が憲法を施行して3年もしないうちに憲法改正になぜ踏み出したのかを見ていきたいと思えます。1949年から64年まで15年間憲法を改正すべきか調査するため憲法調査会を作って議論しました。その憲法改正のために作られた憲法調査会の出した結論は……ぜひ見てください。今憲法を考えるきっかけになると思えます。

次回予告 9月24日 憲法学習会第5回 骨子

アメリカの改憲圧力

CIAの謀略 日本人の憲法観を変える必要 防衛ビジネス再軍備を経済団体
防衛生産委員会(100の企業アメリカの求めにより作られた。経団連に作られた。初代委員長郷古潔(元三菱自主憲法期成議員同盟初代会長弘瀬久忠(内務省出身)
外務省、主計局、防衛庁、法制局憲法制定過程に違和感を持つ法制官僚、天皇元首
化 byM



憲法公布記念都民大会
(1946年11月3日)



かわら版

Union No.

2021年9月1日

ユニオン行動日程

日時	場所	取り組み
2日(木) 7:00~13:00	サンケン電 気本社前 など	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(7:00 志木駅前 集合、7:15 サンケン電気本社前、9:00 志木駅前、12: 00 サンケン電気東京事務所前)
8日(水) 8:30~9:30	溜池山王 駅 14番出 口地上	ユナイテッド闘争団 第22回アメリカ大使館情宣行 動、国交省要請・情宣行動(国交省前、14:00~15: 00)
9日(木) 7:00~13:00	サンケン電 気本社前	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(同上)
16日(木) 7:00~13:00	サンケン電 気本社前	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(同上)
30日(木) 7:00~13:00	サンケン電 気本社前	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(同上)
10月1日(金) 18:30	築地川銀 座公園	ユナイテッド闘争団 10・1 銀座デモ(出発 19:00、コリド ー街手前解散)



労働と貧困 2021 年 7 月(出所は朝日・毎日)

5 日 非正規公務員や研究者らでつくる「公務非正規女性全国ネットワークの調査によると、公共サービスを担う非正規労働者の過半数の年収が200万円を下回り、9割超が将来に不安を抱いていた。回答の9割超が女性、8割超が地方自治体で働く人だった。

5 日 労働組合の中央組織・連合は今年の春闘の賃上げ率の最終集計結果を発表した。基本給を底上げするベースアップ(ベア)と定期昇給(定昇)をあわせた平均賃上げ率は前年比0・12ポイント減の1・78%で、2年続けて2%を割り込んだ。

12 日 ラジオニュースを制作していた元派遣社員 5 人が大阪市の朝日放送グループホールディングス(HD)に解雇無効を求めている問題で、双方が労働契約の終了を確認する一方、会社側が 5 人に解決金計 600 万円を支払うとの内容で、中央労働委員会で和解した。労働組合「朝日放送ラジオ・スタッフユニオン」が明らかにした。

14 日 神奈川県横須賀市の米海軍横須賀基地内で働く日本人警備員に対し、米軍側が 8 月以降の労働形態を従来の 8 時間から 12 時間交代に変えると通知したことが関係者への取材で判明した。米軍側は説明会すら開いていない。日米地位協定は基地内で働く日本人労働者には原則として日本の法令を適用すると定めており、専門家は「一方的な労働条件の変更は労働法違反だ」と指摘している。

14 日 雇い主が働き手に最低限払う時給換算の最低賃金について、厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会は現在902円の全国加重平均を28円引き上げ、930円にする目安をまとめた。コロナ禍対応で昨年の引き上げ幅は1円だったが、今年は政府の方針も踏まえ、再び上昇ペースが速まる見通しになった。

16 日 厚生労働省は 2021 年版の労働経済白書を公表した。新型コロナウイルス感染拡大により雇用が悪影響を受けたとする一方、雇用調整助成金(雇調金)などの効果により、完全失業率は 2・6 ポイント程度抑制されたとの推計を示した。雇調金がなかった場合、失業率は 5・5%に上昇した可能性があるとしている。

19 日 厚生労働省は、全国の65歳以上の高齢者数がほぼピークになる2040年度に介護職員が約280万人必要になり、現状と比べると約69万人が不足するとの推計を公表。

21 日 「まいどおおきに食堂」「串家物語」などの飲食チェーンを運営する「フジオフードシステム」(大阪市)が経営するカフェ店のパート従業員の女性が厚生労働省で記者会見を開き、新型コロナウイルス感染症の影響で店舗が休業した際の休業手当など 181

万 8658 円の支払いを求めて同社を横浜地裁に提訴したと発表した。「飲食店ユニオン」(東京都)は「休業手当の支払いを求めた裁判は珍しい」としている。

24 日 厚生労働省が今月公表した21年版「労働経済の分析」(労働経済白書)によれば2020年に転職した人の数は前年より32万人少ない319万人で10年ぶりに減少。

28 日 厚生労働省の調査によると、1年などの有期で雇われた社員が契約更新を重ねて通算5年を超えたら定年までの無期雇用に転換できる「5年ルール」の権利を2018～19年度に得た人のうち、実際に使った人は約3割で、有期雇用社員の約4割がルールを知らなかった。

30 日 厚生労働省によると育児休業を取った男性の割合が2020年度に12・65%になり、初めて1割を超えた。

30 日 厚生労働省が発表した6月の有効求人倍率(季節調整値)は1・13倍で、前月に比べて0・04ポイント上昇した。ただし、求職者数が減った影響が大きく、同省は「ワクチン接種をするまで求職を控える動きが出ている。その影響で求職者が減っており、回復傾向とは言えない」とみている。求職者は約199万6千人で季節調整値で前月より3・6%減、求人は約211万9千人で前月と横ばいだった。産業別の新規求人(原数値)は、宿泊・飲食サービスが前年同月比10・6%減と3カ月ぶりに減少。製造業は同39・3%増で、再び産業間の格差が目につく結果になった。

総務省が発表した6月の完全失業率(季節調整値)は2・9%で前月よりも0・1ポイント改善した。完全失業者数は202万人で、前月より2万人減った。男女別では男性が3・1%で0・1ポイント下がり、女性は2・7%で横ばいだった。

